

川西市指定給水装置工事事業者 各位

川西市上下水道事業管理者

上下水道事業管理者 米田 勝也

水道法の一部改正に伴う

指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について（通知）

日頃より、川西市の上下水道事業に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、2019（令和元）年10月1日より指定の更新制が導入されます。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となることから、指定給水装置工事事業者様におかれましては、有効期間内での更新手続きが必要となります。また、初回の更新手続きにつきましては、政令の規定に基づき、従前の制度で指定を受けた日によって、更新までの有効期間（1年～5年）が異なります。

川西市では、有効期間の範囲内で更新手続きの時期及び期間を、指定日ごとに振り分けて別途設定させていただきたいと考えておりますので、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、早期に手続きを行った場合であっても、次回の有効期間の開始日に変更はございません。

1 初回更新手続きについて

初回の更新手続きについては、上下水道局より事前に郵送にて通知します。

新規指定期間	指定有効期限	郵送時期（予定）	初回更新手続きの期間
H10.4.1～H11.3.31	R2.9.30	R1.9月下旬	R1.10.1～R2.9.29
H11.4.1～H15.3.31	R3.9.30	R2.9月下旬	R2.10.1～R3.9.29
H15.4.1～H19.3.31	R4.9.30	R3.9月下旬	R3.10.1～R4.9.29
H19.4.1～H25.3.31	R5.9.30	R4.9月下旬	R4.10.1～R5.9.29
H25.4.1～R1.9.30	R6.9.30	R5.9月下旬	R5.10.1～R6.9.29

初回更新手続き期間は、有効期間ではございませんが、期間内での手続きにご協力願います。

2 申請時に必要な提出書類及び持参するもの（水道法第25条の2を準用）

- 様式第1（新規指定時の申請書と同様）
- 様式第2（欠格要件に該当しないことの誓約書）
- 機械器具調書
- 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の原本もしくは写し）

3 川西市が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績

指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）

給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

4 更新に係る手数料（川西市水道事業給水条例第34条による）

10,000円

5 更新制度に関するお問い合わせ先

川西市上下水道局給排水設備課

電話 072-740-1222（直通）